

平成31年度当初予算編成方針のポイント

1 当初予算編成方針

31年度は、激甚化する自然災害への対策や生産年齢人口の減少に伴う人手不足対策を強化、拡充させる必要がある。また、当面の景気回復と人手不足を両にらみしながら、大分県版地方創生の道筋をつけるべく「プラン2015」を着実に推進するとともに、地方創生を強力に後押しするラグビーワールドカップ2019の成功を図る。

このため、来春には地方選挙が予定されているが、県政の停滞を招くことのないよう、激甚化する自然災害への対策や子ども・子育て支援など喫緊の政策課題に対応するものについて、年度当初から執行が必要な事業は新規事業であっても当初予算で対応。

2 「大分県行財政改革アクションプラン」の着実な実行

安心・活力・発展の大分県づくりを下支えし、災害などの不測の事態にも対応していくためには、行財政基盤を強化していくことが不可欠であり、健全な財政運営に必要と考える標準財政規模の10%相当額（324億円）の財政調整用基金残高の確保に向け、「行革マインド」を持って、引き続きアクションプランを着実に実行。

【主な要求の枠組み】

区分	要求基準
政策予算	<p>○平成30年度当初予算額の範囲内</p> <p>* 事務事業評価結果反映分（B：3割、C以下：全額、事務事業評価対象外事業は事務事業の点検結果を踏まえた是正額）を減算</p> <p>○県政の停滞を招くことのないよう、激甚化する自然災害への対策や子ども・子育て支援など喫緊の政策課題に対応するものについて年度当初から執行が必要な事業は、新規事業であっても要求可</p> <p>○補助金のうち枠計上分は30年度当初予算額の50%の範囲内</p> <p>○貸付金新規融資枠は30年度当初予算枠の50%の範囲内</p>
投資的予算	<p>(公共事業)</p> <p>○継続事業を中心に30年度当初予算額の70%の範囲内</p> <p>○災害復旧事業及び災害関連事業については所要額</p> <p>(一般国庫補助事業、単独事業)</p> <p>○継続事業を中心に30年度当初予算額の範囲内</p> <p>枠計上分については30年度当初予算額の70%の範囲内</p> <p>* 防災・減災対策など緊急度の高い事業を優先</p>
部局枠予算	<p>○平成30年度当初予算額の範囲内</p> <p>* 地域課題対応枠は別途加算</p>

平成31年度当初予算編成方針

国内景気は緩やかに回復しており、先行きについては、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響、相次いでいる自然災害の経済に与える影響等に留意する必要があるものの、雇用・所得環境の改善が続くなか各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待される。

国の予算編成においては、歳出全般にわたり歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしている。

地方の一般財源総額については、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているものの、国においては2025年度にプライマリーバランスの黒字化を目指しており、今後地方の歳出削減を求める声が強まることも懸念される。

また、自動車保有に係る税負担の軽減や地方法人課税における税源の偏在是正などの税制改正、消費税率の引上げに伴う需要変動の平準化に向けた対応等について、国の動きを注視する必要がある。

このような状況のなか本県に目を転じると、毎年のように発生する数十年に一度といわれるような大災害や生産年齢人口減少に伴う人手不足、少子・高齢化を踏まえた子ども・子育て支援、社会保障費の増大など対応しなければならない財政需要は多岐にわたる。さらに来年度はまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の仕上げの年であり、その取組も加速する必要がある。

このため、来春には地方選挙が予定されているが、県政の停滞を招くことのないよう、激甚化する自然災害への対策や子ども・子育て支援など喫緊の政策課題に対応する新規事業については、当初予算で必要に応じて対応する。

こうした考えに基づき当初予算編成にあたっていくが、県財政の状況は引き続き予断を許さない状況にあることから、事務事業評価結果等を踏まえた要求基準によりスクラップ・アンド・ビルドの徹底を図ることとしており、その要領は次のとおりとする。

第一 全般的事項

31年度は、激甚化する自然災害への対策や生産年齢人口の減少に伴う人手不足対策を強化、拡充させる必要がある。また、当面の景気回復と人手不足を両にらみしながら、大分県版地方創生の道筋をつけるべく「プラン2015」を着実に推進するとともに、地方創生を強力に後押しするラグビーワールドカップ2019の成功を図る。

このため、予算の要求に当たっては、これら施策の推進に真に効果的な事業を構築すること。

他方、安心・活力・発展の大分県づくりを下支えし、災害などの不測の事態にも対応していくためには、行財政基盤を強化していくことが不可欠であり、財政規律の維持が非常に重要である。これを念頭に、職員一人ひとりが引き続き「行革マインド」を持ち、大分県行財政改革アクションプラン（以下、「アクションプラン」）に掲げた改革項目について、しっかり取り組み漏らすことなく計上すること。

また、新規事業や事業費の大幅な増要求などにあたっては、限られた財源と人員の中で執行が可能かどうかを十分に吟味するとともに、継続事業にあっても、事務事業評価や本年度の事業実施状況を踏まえたスクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。

部局横断的な政策課題については、事業効果が最大限に発現されるよう関係部局間で協議・調整を図り、施策の機能分担と体系を明確にすること。

なお、予算編成における透明性を高めるため、要求の概要や廃止事業を公表するので留意すること。

（消費税率引上げに伴う措置）

消費税率引上げに伴い、県税等の歳入科目については確実に反映しその見込額を計上するとともに、歳出所要額の算定にあたっては、工事請負等の税率に関する経過措置などにも留意し適切な額を見込むこと。

第二 歳入に関する事項

1 県税

消費税率引上げなどに伴う税制改正や経済情勢等に留意するとともに、地方財政計画を考慮の上、徴収率向上対策を踏まえた年間徴収見込額を算定し所要額を計上すること。

2 地方交付税

地方財政計画等を考慮するとともに、県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定し所要額を計上すること。

3 国庫支出金

国庫補助金の新設等について、関係省庁のみならず幅広く情報収集し、確保・活用可能な国庫補助金等を計上すること。

地方創生推進交付金は、地域再生計画で位置づけられた事業について計上すること。

後進地域開発国庫負担特例法に基づく平成30年度事業に係る国庫補助の嵩上げ率は1.10であるので、事業費に充当することなく枠外財源で計上すること。

4 分担金及び負担金

市町村や受益者の負担割合の適正化を図るとともに、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

5 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、歳出に見合う収入見込額を計上すること。

6 財産収入

県有財産総合経営計画に基づき、処分や貸付を進めることとするが、地価の動向等を十分勘案して計上すること。

7 基金繰入金

特定目的基金については、従来の充当事業を適宜見直し、積極的な活用を図ること。

また、今後の活用計画を精査し廃止や規模の是正を検討すること。

8 諸収入

貸付金の滞納整理強化等により償還金収入の確保を図ること。

また、受託事業を実施する場合には、人件費を含めた適正な必要額を計上すること。

9 県債

地方財政計画、地方債計画等に基づき、所要額を要求すること。

なお、「アクションプラン」に掲げる県債残高目標に留意のうえ、発行抑制に努めること。

第三 歳出に関する事項

新規事業は、激甚化する自然災害への対策や子ども子育て支援など喫緊の課題に対応するものについて、県政の停滞を招くことのないよう、年度当初から執行が必要な事業を要求すること。

1 政策的経費

(1) 政策予算（投資的予算を除く）

平成30年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）から事務事業評価結果反映分（B：3割、C以下：全額、事務事業評価対象外事業は事務事業の点検結果に基づく是正額）、28年度予算特別枠の整理分、特殊要因分（シーリング対象外経費、以下同じ）を控除した後、30年度予算における節約額及び事務事業評価反映分を踏まえた特殊要因分を加算した範囲内とする。

(2) 投資的予算

① 公共事業

補助事業及び国直轄事業負担金については、継続事業を中心に、平成30年度当初予算額（地方負担額ベース、以下同じ）の70%の範囲内で要求すること。

ただし、債務負担行為の歳出化分、市町村補助事業については、所要額とし、全体で70%の範囲内とする。

また、災害復旧事業及び災害関連事業については所要額を要求すること。

② 一般国庫補助事業及び単独事業

緊急度の高い事業を優先し、継続事業を中心に、平成30年度当初予算額の範囲内で要求すること。

ただし、事業費が枠で計上されているものは、平成30年度当初予算額の70%の範囲内で要求すること。

2 経常的経費

管理予算については、年間所要額を十分精査して要求すること。

部局枠予算については、平成30年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）から、30年度地域課題対応枠分を減算した範囲内で要求すること。

また、「プラン2015」に掲げる「特徴ある地域づくり」を進めるため、地方機関の提案に基づき地域における諸課題に対応する要求枠「地域課題対応枠」を引き続き設けるので、関係機関と調整のうえ積極的に要求すること。

3 個別経費の取扱い

(1) 補助金・負担金

効果や緊急性が低下した補助金、負担の適正化や融資など他の措置によることが可能な補助金及び少額補助金は、廃止・縮減を図ること。

また、各種団体・協会等への負担金については、加入の適否や負担額の妥当性を厳しく見直し、廃止・縮減を図ること。

なお、政策的経費で事業費が枠で計上されているものは、平成30年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

(2) 貸付金

民間資金の動向や貸付団体の運営資金の実態等を十分考慮し、貸付枠や貸付利率、金融機関への預託比率、末端金利等を機動的に見直したうえで、旧債分は年間所要額を、新規分は平成30年度当初予算額の50%の範囲内で要求すること。

(3) 委託料

県民サービスの向上や効率化が図られる事務については、アウトソーシングの活用を図ること。

庁舎管理運営委託料等については、業務の仕様の見直し等により節減を図ること。

(4) 印刷経費・イベント経費の見直し

27年10月2日付けで通知した「行財政改革の取組としての物件費等の節減について」を踏まえ、カラー印刷やコピー用紙の経費を削減するとともに、冊子、パンフレット等の簡素化・電子化によりコスト削減を図ること。

また、継続的に行われているイベントや大会、講演会等について、必要性を検証したうえで廃止、縮小すること。

(5) 県有建築物の改修

県有建築物保全工事調整会議（以下、「調整会議」）において、改修対象とされた大規模施設などの予防保全工事については、設計委託等も含め土木建築部において一括要求すること。

また、事後保全工事については、調整会議で採択された額を各部署において財源を捻出し、必ず要求すること。

(6) 国の交付金による基金事業

国の予算等の動向にも十分留意し要求すること。なお、事業期間が終了するものについては、原則として県費への振替えは認めない。

4 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。

第五 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体に関する指導指針等に基づき、指導監督を徹底するとともに、経営悪化が見込まれる団体については、経営改善計画を速やかに策定させ、計画の着実な実行に向けた進行管理及びフォローアップを主体的に行うこと。また、「アクションプラン」で取り組むこととしている出資金の引上げなど県の財政・人的関与のあり方について抜本的に見直すこと。